

申告書の記載例

申告する所得と所得控除は、令和5年1月1日から12月31日までの1年分です。

氏名、電話番号などを正しく記入してください。

記入は黒ボールペンでお願いします。

＜給与収入のあった方＞
源泉徴収票などに基いて記入してください。

＜公的年金の収入のあった方＞
「厚生労働省年金局」以外の公的年金については、2行目・3行目に記入してください。
遺族年金・障害年金は非課税のため、この欄に記入しないでください。

配偶者に所得がある場合、合計所得金額を記入してください。
※年金収入・給与収入そのままの金額ではありません。

同一生計配偶者は、配偶者の合計所得金額が48万円以内、申告者本人の合計所得が1,000万円超の方のみ選択してください。(配偶者控除は適用されません)

障害者控除を受けるためには、障害者手帳または障害者控除対象者認定書が必要となります。
(郵送の場合は、写しを添付してください)

昨年中に収入のなかった方(非課税の収入のみの方も含む)は、「8. 収入のなかった方の記入欄」の該当項目に記入してください。

別居の扶養親族については、「別居」にチェックを付け、「4. 別居の扶養親族等に関する事項」に、氏名と住所を記入してください。

税額計算の流れ



帯広市長様 令和 年 月 日提出
令和6年度市民税・道民税・国民健康保険料 申告書

受付印

申請書	即証	テスト
入力	確認	

課より案内

個人番号(マイナンバー) 123456789999

お問い合わせ番号

現住所 帯広市西5条南7丁目1番地

フリガナ オビヒロ イチロウ

氏名 帯広 市郎

生年月日 27年5月5日

電話番号 (0155) 65-4120

1. 給与・年金収入

種類	支払者	収入金額	合計
給与	(株)〇〇工業	644,400	850,200
	××建設(株)	205,800	
公的年金	厚生労働省年金局(遺族年金・障害年金を除く)	700,300	2,150,300
	〇×達令会	1,450,000	

2. 所得から差し引かれる金額(扶養に関するもの)

配偶者氏名	生年月日	障害の程度	市記入欄
帯広 美郷	30.3.1	身体・精神 療育・その他	手帳・認定書・Web
帯広 彩	52.12.24	身体・精神 療育・その他	手帳・認定書・Web
帯広 愛子	17.9.19	身体・精神 療育・その他	手帳・認定書・Web
帯広 秀俊	20.3.20	身体・精神 療育・その他	手帳・認定書・Web

3. 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年月日	障害の程度	市記入欄

4. 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
帯広 彩	東京都×〇区1-1

5. 雑所得(公的年金以外の雑所得)

種目	支払者	①収入金額	②必要経費	③所得金額
雑所得	〇△生命	1,000,000	950,000	50,000

6. 所得から差し引かれる金額(本人に関するもの)

控除の種類	控除額
本人に障害がある障害の程度	
身体・精神 療育・その他	3

7. 所得から差し引かれる金額(保険料等に関するもの)

控除の種類	控除額
医療費控除	118,500
医療費控除特別	87,742
控除額	30,758
公的年金から天引きされた額	160,210
給与から差し引かれた額	
国民健康保険料(個人納付分)	
後期高齢者医療保険料(個人納付分)	
介護保険料(個人納付分)	
国民年金保険料(個人納付分)	
その他(任意継続)	10,000
その他()	
合計	170,210
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料支払額	50,000
介護医療保険料支払額	150,000
個人年金保険料支払額	
地震保険料支払額	10,000
旧長期損害保険料支払額	

8. 収入のなかった方の記入欄

1. 下記の人から扶養または援助を受けていた	3. 生活保護法による生活扶助を受けていた
住所 ×△市中央区大通1-1	年月日 ~ 年月日
氏名 帯広 太郎 続柄 父	
(学生の場合) 学校名	
2. 非課税の所得があった	4. その他(病気・貯蓄等)
遺族年金・障害年金・雇用保険・児童扶養手当	病気のため、職につけず預貯金を切り崩して生活していた。
その他()	

9. 事業所得・不動産所得の内訳

項目	金額
売上(収入)金額	1,200,000
①収入合計	1,200,000
仕入金	
租税公課	200,000
修繕費	895,654
地代家賃	
水道光熱費	
通信運搬費	
②経費合計	1,095,654
①-②差引所得金額	104,346

10. 給与所得の内訳

月	取
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
12月	
合計金額	

11. 配当所得に関する事項

配当の支払者	支払確定年月	収入金額	負債の利子
(株)△×食品	R4.4	100,000	0

12. 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
3,000	

13. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種目	①収入金額	②必要経費	③差引金額(①-②)	④特別控除額	⑤所得金額(③-④)
総合譲渡					
短期					
長期					
一時	3,000,000	2,000,000	1,000,000	500,000	500,000
合計					250,000

14. 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除額)

15. 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
火災	R4年3月23日	住宅・家財
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
13,500,000	13,100,000	350,000

16. 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の住民税の納税方法

<input checked="" type="checkbox"/> 給与から天引き(特別徴収)
<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)

給与収入850万円超の方で、以下の条件に該当する方は、所得金額調整控除が適用となります。

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ・納税義務者本人が特別障害者に該当する方
- ・特別障害者である同一生計配偶者、もしくは、特別障害者である扶養親族を有する方

給与収入850万円超の方で、他の納税義務者の方と重複するなどの理由で、「2. 所得から差し引かれる金額(扶養に関するもの)」に上記条件に該当する方を記入できない場合、こちらの欄に記入してください。(例：夫婦ともに給与収入850万円以上で、23歳未満の子がいる場合、扶養控除は片方だけの適用となりますが、所得金額調整控除の適用は夫婦ともに可能となります。)

18. 所得・控除の計算欄

※記入必須項目ではありません

事	業	所得	金額
営業等	農業		
不動産	不動産	1,200,000	
配当	配当	100,000	
給与	給与	850,200	
公的年金等	公的年金等	2,150,300	
雑所得	雑所得	1,000,000	
その他	その他		
合計			500,000
所得金額の合計①			1,100,300
総合譲渡			250,000
合計			1,754,846
所得控除額の合計②			574,516
社会保険料控除			170,210
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			35,000
地震保険料控除			5,000
寡婦控除・ひとり親控除			0,000
勤労学生控除・障害者控除			79,000
配偶者控除			33,000
配偶者特別控除			0,000
扶養控除			78,000
基礎控除			43,000
アからコまでの計			2,540,210
立戻金			30,758
合計(サ+シ+ス)			3,145,484

※課税台帳作成時に1〜17の記入内容を元に計算します。課税に影響はないため記入必須項目ではありません。